

■評議員選任規則■

2015年7月24日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会 定款第33条に基づき、評議員選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、当法人の評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定款第18条に基づく評議員の選任は、最初に開催される定時評議員会において行い、以後、2年ごとに定時評議員会において行う。

第3条 当法人の評議員の数は、前条の定時評議員会の開催される年の4月1日における当法人の正会員の数の1割をもって上限とする。

第4条 当法人の評議員の選任に関しては、次の事項を考慮する。

- (1) 新規に選任される者は3年以上の会員歴があること。
- (2) 引続き2年以上当法人の正会員であること。
- (3) 渡航医学又はその関連分野において5年以上の研究歴又は活動歴がある者であること。
- (4) 定年は満70歳とし、選出時の年齢は2年ごとに定期選出される定時評議員会の前年度末にあたる5月31日において満70歳未満の者とする。ただし、在任期間中に満70歳に達した場合は、当該年度末の5月31日まではその職責を務めるものとする。

第5条 当法人の評議員になろうとする者(以下「候補者」という。)は、評議員の選任の行われる定時評議員会の4か月前までに、評議員2名の推薦状を添え、理事長の定める様式による評議員選任申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、再任の申請をする場合には、推薦状の添付を要しない。

第6条 理事長は、前条により評議員選任申請書の提出を受けたときは、会員歴、研究歴、活動歴等を調査し、当該候補者が選任基準を満たすかどうかについて理事会の意見を徴した上、当該調査結果及び理事会の意見を定時評議員会に報告しなければならない。

第7条 評議員会は、前条の調査結果及び理事会の意見を参考として当該候補者を評議員に選任するかどうかについて決議するものとする。

2 評議員に選任された候補者は、当該評議員会の終結の時から当法人の評議員となる。

3 2年ごとの定時評議員会にて定期選出の行われない年においても、定時評議員会の開催される年の4月1日における当法人の正会員の数の1割に満たない場合は、追加選出することができ、追加選出方法は本規則第4条に準じて行う。

4 前項にて追加選出された評議員の任期は、2年ごとの定時評議員会にて定期選出された評議員の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、決議の時から施行する。
- 2 第4条の適用においては、当法人の前身である任意団体日本渡航学会の正会員、評議員及び評議員会を当法人の正会員、評議員及び評議員会とみなす。

■役員選任規則■

2023年7月30日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会 定款第35条に基づき、役員選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、当法人の役員(理事及び監事をいう。)の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当法人の役員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者の中から評議員会の決議により選任する。なお、定款第34条により、理事数は3名以上20名以内とし、監事数は2名とする。

- (1) 役員選任の評議員会が開催される年の4月1日の時点において当法人の評議員であること。
- (2) 上記(1)の時点で70歳に達していないこと。

第3条 評議員会に、役員選任のための準備手続をつかさどる機関として、役員以外の評議員5名からなる役員選任準備委員会を置く。

2 役員選任準備委員会の委員長及び委員は、評議員会において任期を定めて選任する。

3 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、理事長は、役員以外の評議員の中から任期を定めて委員長及び委員を選任することができる。

第4条 理事および監事の選任方法は、役員選任準備委員会管轄のもと、選挙を行なう。

第5条 理事の投票数は10名以内で連記とし、各得票数の多い者から上位16名を理事とする。上位16番目の各得票数が同数の場合は抽選とする。

2 前項の投票によって選出された新理事は、新理事会を開催し、新理事長を選任する。理事長において再任は妨げないが、連続2期を超えてはならない。

3 前項によって選任された新理事長は、投票によって選任された新理事以外の評議員の中より、必要に応じて理事長推薦枠として最大4名まで職域性などを考慮して新理事を選任することができる。なお、理事長推薦枠として選任された新理事は、新理事会後早急に臨時評議員会を開催し承認を得るものとする。

第6条 監事の投票数は1名とし、各得票数の多い者から上位2名を監事とする。

附 則

この規則は、決議の時から施行する。

■顧問選任規則■

2015年7月24日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会定款第49条に基づき、顧問選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、当法人の顧問の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当法人の顧問は、渡航医学の発展に多大の貢献をした者の中から評議員会の決議により選任する。

第3条 理事長は、理事会の承認を得て、評議員会に対し、当法人の顧問となるべき者を推薦することができる。

第4条 評議員は、2名以上の連名により、理事長に対し、前条により推薦すべき者の候補者を推薦することができる。

2 理事長は、前項による推薦があったときは、当該被推薦者について速やかに理事会の承認手続を経るものとする。

附 則

この規則は、決議の時から施行する。

■名誉会員推薦規則■

2015年7月24日 理事会決議

一般社団法人 日本渡航医学会定款第5条(2)に基づき、名誉会員推薦規則を次のように定める。

第1条 この規則は、名誉会員の推薦に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 理事長は、渡航医学の領域における業績が顕著であり、かつ、当法人の発展に多大の貢献をした正会員に対し、理事会及び評議員会の承認を経た上、当法人の名誉会員に就任することを推薦することができる。

第3条 理事長は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうち、相当と認める者について前項の承認手続を経るものとする。

- 1 渡航医学の領域において通算して15年以上の活動歴を有すること。
- 2 当法人に対し著しい貢献をした者であること。
- 3 満70歳に達した者であること。

第4条 当法人の評議員は、理事長に対し、2名以上の連名により、第2条の推薦をすべき候補者の推薦をすることができる。

2 理事長は、前項による推薦があったときは、当該被推薦者について速やかに理事会の承認手続を経るものとする。

附 則

この規則は、決議の時から施行する。

■会費規則■

2019年7月13日 評議員会決議

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本渡航医学会定款

(以下「定款」という。)第6条に定める正会員及び団体会員(以下「会員」という。)の会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 8,000円
- (2) 団体会員 50,000円

(会員義務)

第3条 会員の義務は、以下のとおりとする。

その事業年度の6月1日から5月31日までの年会費を納入する。

(団体会員)

第4条 団体会員は5名を上限としてメーリングリストに登録され、情報共有、発信ができるとともに学会誌毎号5冊が送付される。

(会費の不返納)

第5条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

1. この細則の変更は、理事会において行い、評議員会(社員総会)で報告する。
 2. この規則は、決議の時から施行する。
-